$\Lambda^{ar{N}} \cdot$ 本気でキラキラ輝く子どもブC O  $\Lambda^{ar{N}} \cdot$   $\Lambda^{ar{N}} \cdot$ 

# 第2期

# 下北山村

# 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 下北山村

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 下北山村の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1. 統計に見る下北山村	4
2. ニーズ調査結果	12
3. 第1期計画の実績	24
第3章 計画の理念と施策の体系	29
1. 基本理念	29
2. 基本目標	30
3. 施策の体系	31
第4章 施策の展開	32
1. 地域ぐるみで子育て支援	32
2. 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり	
3. 母親と子どもの健康の確保と増進	37
4. 健やかな子どもを育む教育環境づくり	40
5. 安全で過ごしやすい生活環境づくり	43
6. すべての子どもと家庭への支援の推進	45
第5章 事業の量の見込みと確保の方策	47
1. 区域の設定	47
2. 量の見込みと確保の方策	
Mr. o. # 1 - T. o. # 1 #	
第6章 計画の推進	59
1. 計画の推進体制	59
2. 推進のための役割	59
資料編	60
1. 計画の策定経過	60
2. 下北山村子ども・子育て協議会条例	61
3. 下北山村子ども・子育て協議会委員名簿	62
4. 用語集	63

## 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数とされる合計特殊出生率は、平成17年に1.26まで下がった後、回復傾向を示し、平成30年には1.42となっています。しかし、人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく下回っており、同年生まれた子どもの数(出生数)で見ると91万8,397人で過去最低、3年連続で100万人を割り、人口減少への歯止めがかかっていません。また、夫婦が理想とする子どもの数と実際の子どもの数の間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。さらに、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景として子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

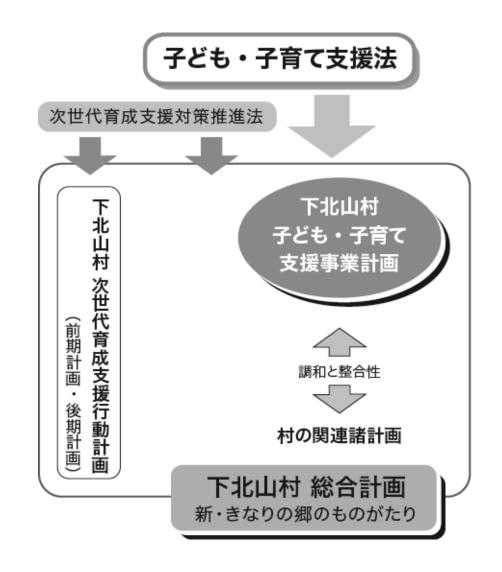
国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき取り組みを進め、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を念頭に、平成24年、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。また、平成28年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。さらに、平成31年2月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定され、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

下北山村(以下、本村という)では国の動向と地域の情勢を踏まえながら、「下北山村 次世代育成支援行動計画(前期計画・後期計画)」を策定しました。また、『元気・本気でキラキラ輝く子どもづくり』を基本理念として次世代の育成支援を進め、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域や社会全体で支援できる環境づくりの推進を目的として、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「下北山村 子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「下北山村 子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、子ども・子育てを取り巻く環境の変化を捉えながら、「第2期下北山村 子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)を策定しました。

## 2. 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき定める市町村子ども・子育て支援事業計画です。「下北山村次世代育成支援行動計画(前期計画・後期計画)」の基本的な考え方を継承し、令和7年度まで延長された次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の内容を一部含むとともに、村の最上位計画である「第三次下北山村総合計画」をはじめ関連諸計画との調和と整合性を保つものとします。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」について5年を一期とすると定めた「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。なお、期間中であっても状況の変化等により必要に応じて、計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2期 下北山村 子ども・子育て支援事業計画 (本計画)						
				評価・検証 次期計画の 策定	(次期	計画)

## 4. 計画の策定体制

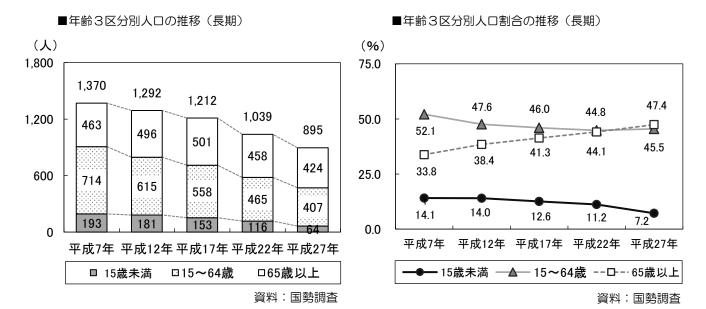
村内の就学前児童や小学生を持つ保護者を対象としたアンケート調査、庁内を対象としたヒアリング等の結果を踏まえ、「下北山村子ども・子育て協議会」での協議を経て策定しました。

# 第2章 下北山村の子ども・子育てを取り巻く現状

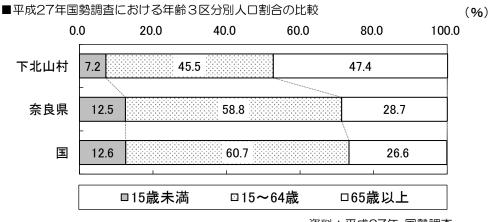
## 1. 統計に見る下北山村

### (1) 長期の人口動態

国勢調査によると、本村の人口は減少を続けており、特に平成22年以降は65歳以上を含む年齢3区分別人口のすべてが減少しています。また、年齢3区分別人口の割合の推移を見ると、65歳以上の割合のみが増加を続けており、平成27年には65歳以上の割合が15~64歳の割合を超え、47.4%となっています。



※「年齢3区分別人口割合の推移(長期)」のグラフにおける数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。(以下、割合に関する統計においては同様)

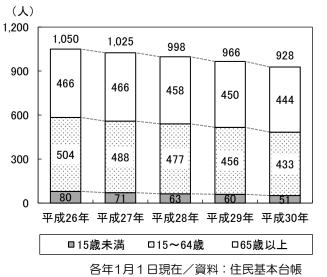


資料:平成27年 国勢調査

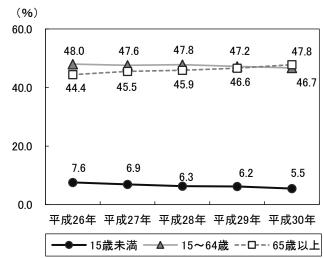
## (2) 近年の人口動態

本村では平成26年から平成30年にかけて、年齢3区分別人口のすべてが減少傾向にあります。また、年齢3区分別人口の割合の推移を見ると、平成30年には65歳以上の割合が15~64歳の割合を上回っています。子ども人口の推移では、平成30年に15~19歳が大きく減少していますが、平成31(令和元)年には6~11歳が増加しています。

#### ■年齢3区分別人口の推移(近年)

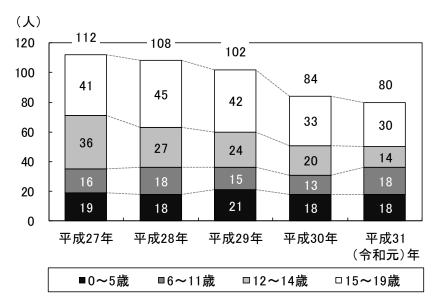


#### ■年齢3区分別人口割合の推移(近年)



各年1月1日現在/資料:住民基本台帳

#### ■子ども人口の推移(近年)

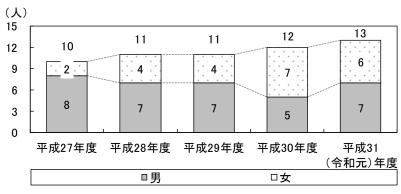


各年1月1日現在/資料:住民基本台帳

## (3) 園児・児童・生徒数の推移

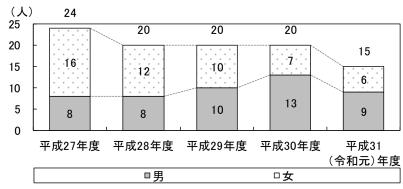
保育所の園児数は平成27年度の10人から平成31(令和元)年度の13人へと 微増しています。小学校の児童数は平成27年度の24人から平成31(令和元)年 度の15人となり、4割弱減少しています。中学校の生徒数は、平成27年度の25 人から平成30年の11人に減少した後、平成31(令和元)年度には13人に増加 しています。

#### ■保育所園児数の推移



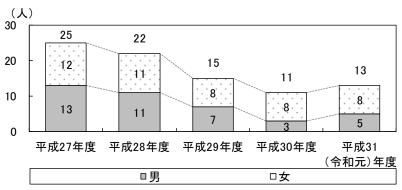
資料:下北山村 保健福祉課

#### ■小学校児童数の推移



資料:下北山村 教育委員会

#### ■中学校生徒数の推移



資料:下北山村 教育委員会

## (4) 子育て支援事業の利用人数

地域子育て支援拠点事業として実施している「育児サークル」の利用人数(保護者を含む)は、平成26年の10人から平成30年には13人となり、増加しています。

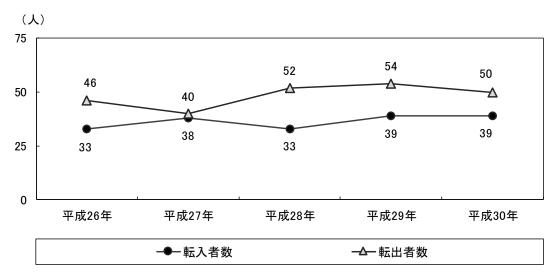
	単位	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
設置数	か所	1				
のべ利用数(保護者含む)	人	10	11	11	12	13

資料:下北山村 保健福祉課

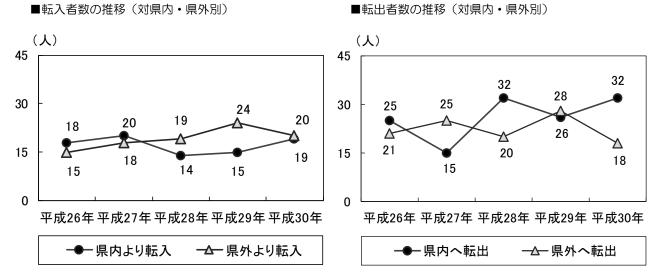
## (5) 転入・転出の状況

近年の本村への転入者数は、30人台で推移しており、平成30年では39人となっています。転出者数は、平成28年に52人となり、以降、50人台で増減しています。

#### ■転入者数・転出者数の推移



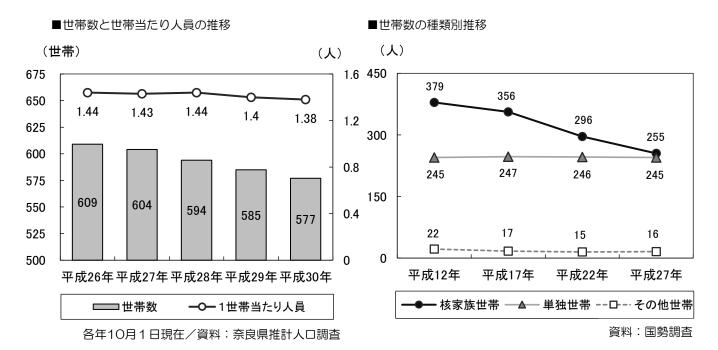
各前年10月1日から1年間の合計/資料:奈良県推計人口調査



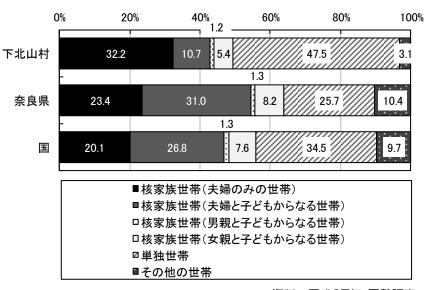
いずれも各前年10月1日から1年間の合計/資料:奈良県推計人口調査

## (6) 世帯の状況

本村では平成26年から平成30年にかけて、世帯数、世帯当たり人員ともに減少を続けており、平成30年10月現在の世帯数は577世帯、世帯当たり人員は1.38人です。平成27年の国勢調査における一般世帯の種類別割合を見ると、奈良県や国と比べて「核家族世帯(夫婦と子ども)」の割合は10.7%と特に低く、「単独世帯」の割合は47.5%と特に高くなっています。



#### ■平成27年国勢調査における世帯の種類別割合の比較

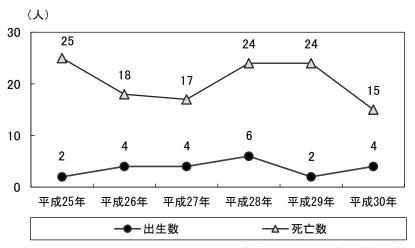


資料:平成27年 国勢調査

## (7) 出生・婚姻の状況

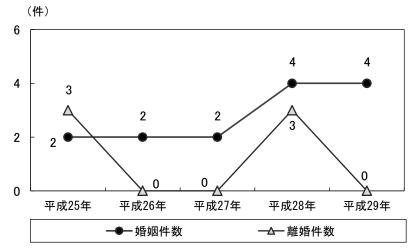
本村の出生数は平成25年から平成30年にかけて、10人未満で推移しています。平成25年から平成30年にかけての死亡数は、平成25年の25人が最も多く、平成30年は15人となっています。婚姻件数・離婚件数はそれぞれ5件未満で推移しており、平成29年の婚姻件数は4件、離婚件数は0件となっています。

#### ■出生数・死亡数の推移



各年10月1日現在/資料:奈良県推計人口調査

#### ■婚姻件数・離婚件数の推移

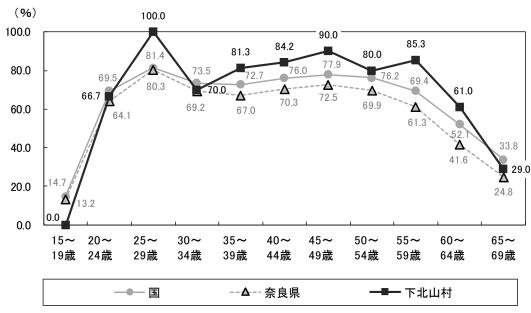


資料:奈良県保健衛生統計

## (8) 女性の5歳年齢階級別労働力率

年齢を横軸に折れ線グラフにするとM字を描くとされる女性の労働力率(人口に占める労働力人口の割合)ですが、本村では25~29歳の100.0%に対して、30~34歳は70.0%と落ち込んでいます。しかしそれ以降は回復し、すべての階級で奈良県を上回っています。中でも45~49歳の90.0%、55~59歳の85.3%と、奈良県や国と比べて労働力率は特に高くなっています。

#### ■女性の5歳階級別労働力率



資料:平成27年 国勢調査

## 2. ニーズ調査結果

#### (1) 調査について

#### 調査の概要

●調査地域: 下北山村全域

●調査対象: 就学前または小学生の子どもをお持ちの村内の全世帯

●調査時期: 令和元年9月~10月

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
23件	21件	91.3%

#### 調査結果の見方

- ●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を 小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択 肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計が100.0%にならない場合が あります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。
- ●複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ●図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ●図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ●設問の選択肢が長い場合は省略または簡略化している場合があります。

#### (2) 回答者の属性

回答者の居住地区については、「池原」が38.1%(8件)で最も多く、次いで 「浦向」が23.8%(5件)、「池峰」が14.3%(3件)となっています。

回答者については、「母親」が85.7%(18件)、「父親」が14.3%(3件) となっています。

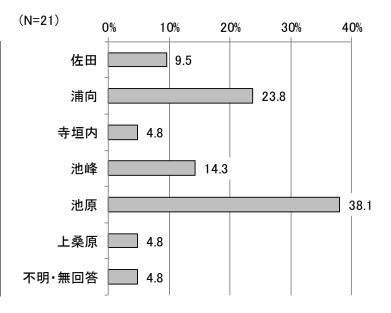
回答者の配偶者の有無については、「配偶者がいる」90.5%(19件)、「配偶者はいない」が4.8%(1件)となっています。

回答者の子どもの数については、「1人」が42.9%(9件)と最も多く、次いで「2人」が33.3%(7件)、「3人」が23.8%(5件)となっています。

回答者の子どもの年齢・学年については、就学前児童では「5歳」が23.8%(5件)で最も多く、次いで「1歳」「3歳」がそれぞれ19.0%(4件)となっています。小学生では「小学2年生」が23.8%(5件)で最も多く、次いで「小学3年生」が19.0%(4件)となっています。

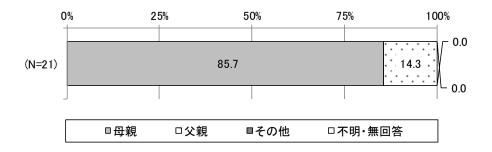
#### ①回答者の居住地区 〈単数回答〉

(N=21)	件数	%
佐田	2	9.5
浦向	5	23.8
寺垣内	1	4.8
池峰	3	14.3
池原	8	38.1
上桑原	1	4.8
不明·無回答	1	4.8



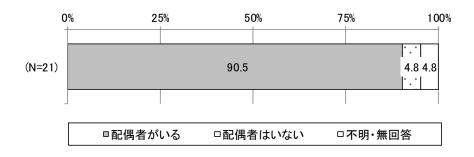
## ②回答者 〈単数回答〉

(N=21)	件数	%
母親	18	85.7
父親	3	14.3
その他	0	0.0
不明·無回答	0	0.0



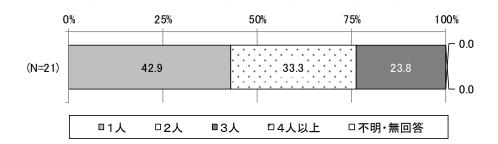
## ③回答者の配偶者の有無 〈単数回答〉

(N=21)	件数	%
配偶者がいる	19	90.5
配偶者はいない	1	4.8
不明·無回答	1	4.8



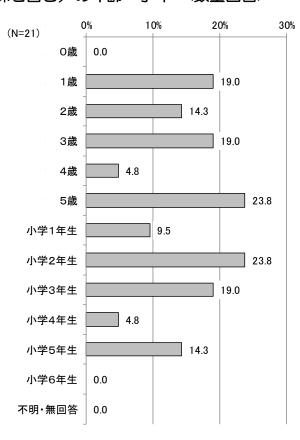
## ④回答者の子どもの数 〈数量回答〉

(N=21)	件数	%
1人	9	42.9
2人	7	33.3
3人	5	23.8
4人以上	0	0.0
不明·無回答	0	0.0



### ⑤回答者のすべての子ども(兄弟・姉妹を含む)の年齢・学年 〈数量回答〉

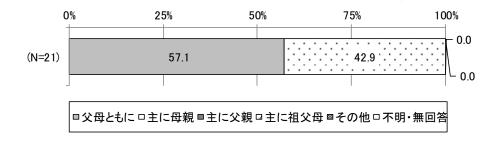
(N=21)	件数	%
O歳	0	0.0
1歳	4	19.0
2歳	3	14.3
3歳	4	19.0
4歳	1	4.8
5歳	5	23.8
小学1年生	2	9.5
小学2年生	5	23.8
小学3年生	4	19.0
小学4年生	1	4.8
小学5年生	3	14.3
小学6年生	0	0.0
不明·無回答	0	0.0



## (3) 子育てや教育を主に行っている人 〈単数回答〉

子育てや教育を主に行っている人については、「父母ともに」が57.1%(12件)と最も多く、次いで「主に母親」が42.9%(9件)となっています。

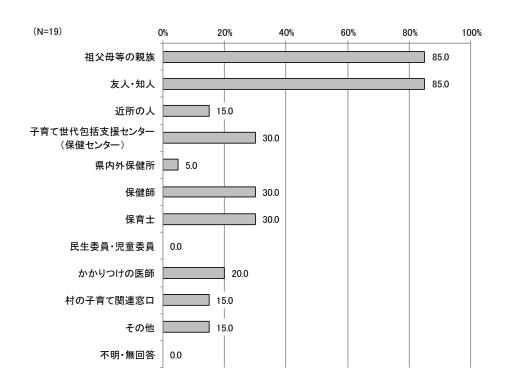
(N=21)	件数	%
父母ともに	12	57.1
主に母親	9	42.9
主に父親	0	0.0
主に祖父母	0	0.0
その他	0	0.0
不明·無回答	0	0.0



## (4) 子育てや教育について気軽に相談できる人や場所 〈複数回答〉

気軽に相談できる人や場所については、「祖父母等の親族」と「友人・知人」がそれぞれ85.0%(17件)で最も多く、次いで「子育て世代包括支援センター(保健センター)」「保健師」「保育士」がそれぞれ30.0%(6件)となっています。

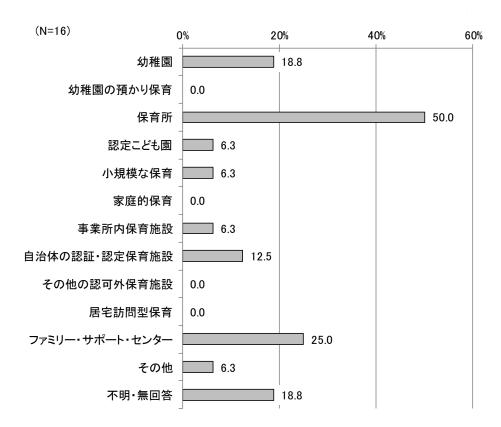
(N=19)	件数	%
祖父母等の親族	17	85.0
友人·知人	17	85.0
近所の人	3	15.0
子育て世代包括支援センター (保健センター)	6	30.0
県内外保健所	1	5.0
保健師	6	30.0
保育士	6	30.0
民生委員・児童委員	0	0.0
かかりつけの医師	4	20.0
村の子育て関連窓口	3	15.0
その他	3	15.0
不明·無回答	0	0.0



## (5) 平日の教育・保育として利用したい事業〈複数回答〉

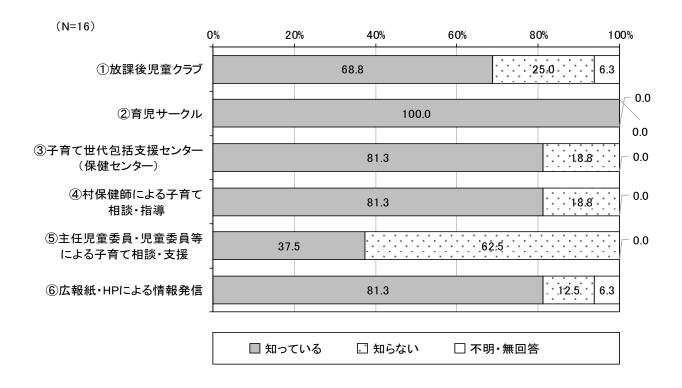
平日の教育・保育として「定期的に」利用したい事業については、「保育所」が50.0%(8件)で最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が25.0%(4件)となっています。

(N=16)	件数	%
幼稚園	3	18.8
幼稚園の預かり保育	0	0.0
保育所	8	50.0
認定こども園	1	6.3
小規模な保育	1	6.3
家庭的保育	0	0.0
事業所内保育施設	1	6.3
自治体の認証・認定保育施設	2	12.5
その他の認可外保育施設	0	0.0
居宅訪問型保育	0	0.0
ファミリー・サポート・センター	4	25.0
その他	1	6.3
不明·無回答	3	18.8



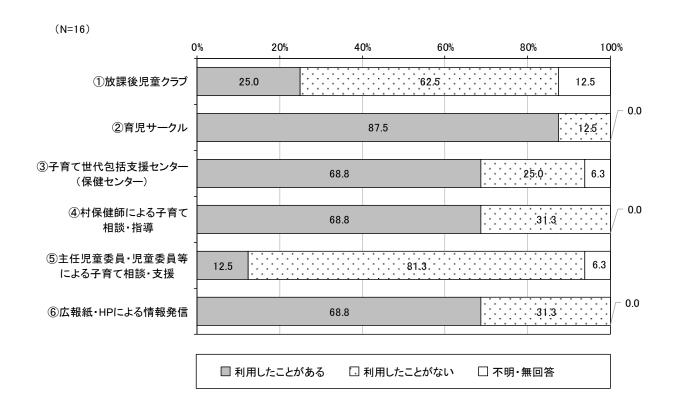
### (6) 子育て支援関連事業の認知状況について 〈単数回答〉

村内で実施している子育て支援関連事業の認知状況については、放課後児童クラブでは「知っている」が68.8%、「知らない」が25.0%となっています。育児サークルでは「知っている」が100.0%となっています。子育て世代包括支援センター(保健センター)では「知っている」が81.3%、「知らない」が18.8%となっています。村保健師による子育て相談・指導については「知っている」が81.3%、「知らない」が18.8%となっています。主任児童委員・児童委員等による子育て相談・支援については「知っている」が37.5%、「知らない」が62.5%となっています。広報紙・HPによる情報発信については「知っている」が81.3%、「知らない」が12.5%となっています。



### (7) 子育て支援関連事業の利用経験について 〈単数回答〉

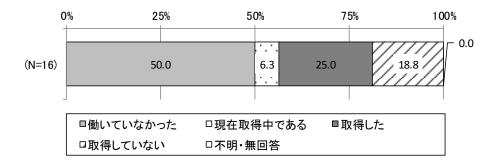
村内で実施している子育て支援関連事業の利用経験については、放課後児童クラブでは「利用したことがある」が25.0%、「利用したことがない」が62.5%となっています。育児サークルについては「利用したことがある」が87.5%、「利用したことがない」が12.5%となっています。子育て世代包括支援センター(保健センター)については「利用したことがある」が68.8%、「利用したことがない」が25.0%となっています。村保健師による子育て相談・指導については「利用したことがある」が68.8%、「利用したことがない」が31.3%となっています。主任児童委員・児童委員等による子育て相談・支援については「利用したことがある」が12.5%、「利用したことがない」が81.3%となっています。広報紙・HPによる情報発信については「利用したことがある」が68.8%、「利用したことがない」が31.3%となっています。



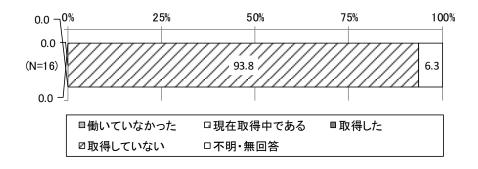
# (8) お子さんが生まれた時(その後)の育児休業の取得について 〈単数回答〉

お子さんが生まれた時(その後)、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したかについて、母親については「働いていなかった」が50.0%(8件)と最も多く、次いで「取得した」が25.0%(4件)となっています。父親については、「取得していない」が93.8%(15件)と最も多くなっています。

#### ●母親

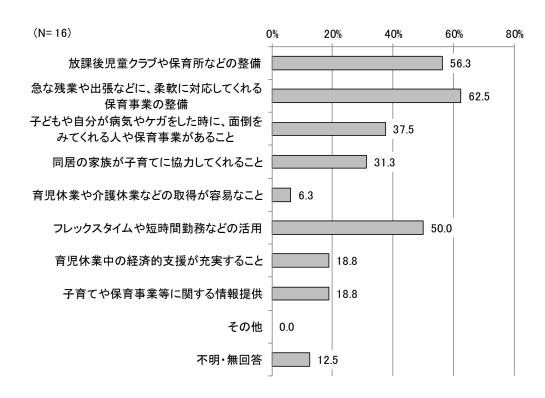


#### ●父親



# (9) 仕事と子育てを両立する上で必要だと思うことについて 〈数量回答〉

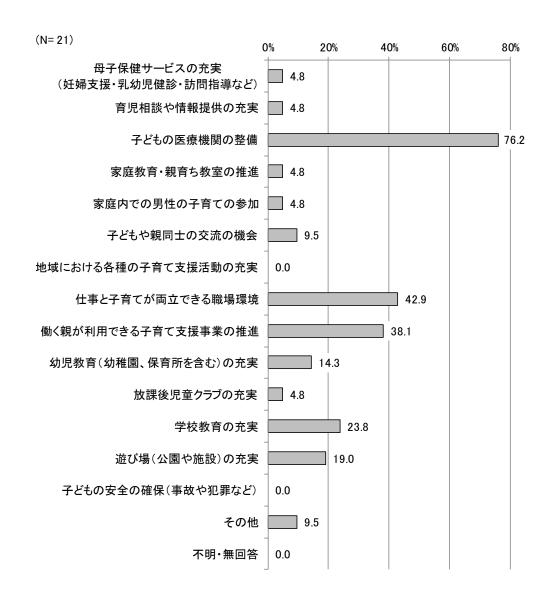
仕事と子育てを両立する上で必要だと思うことについては、「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」が62.5%(10件)で最も多く、次いで「放課後児童クラブや保育所などの整備」が56.3%(9件)となっています。



## (10) 本村がもっと子育てしやすいむらになるために重要なこと 〈3つまで選択〉

下北山村が、今よりももっと子育てしやすいむらとなるために重要だと思うことについては、「子どもの医療機関の整備」が76.2%(16件)で最も多く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境」が42.9%(9件)となっています。

「その他」では、「信頼できるところへの、365日短時間可能な一時預かり環境を整備する」「給付金、支援金制度」との回答がありました。



## 3. 第1期計画の実績

前回計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

## (1) 教育・保育事業

#### ■教育事業【1号認定・2号認定(教育ニーズ)】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
計画値	量の見込み		2	2	1	2	2
	確保の内容		2	2	1	2	2
	実績	人	0	0	0	0	0

教育事業【1号認定・2号認定(教育ニーズ)】については、村外での利用で量の見込みと確保の内容を想定していましたが、計画期間内の利用はありませんでした。

#### ■保育事業【2号認定(保育ニーズ)】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
計画値	量の見込み		5	5	5	5	5
	確保の内容		5	5	5	5	5
	実績	人	10	9	7	9	9

保育事業【2号認定(保育ニーズ)】については、想定の2倍ほどのニーズがあります。

#### ■保育事業【3号認定(O歳児)】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令 和元) 年度
計画値	量の見込み		0	0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0	0
実績		人	0	0	0	0	0

保育事業【3号認定(O歳児)】については、事業を実施していないため、実績がありません。

#### ■保育事業【3号認定(1・2歳児)】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
計画値	量の見込み		3	3	3	3	3
	確保の内容	_ ^	3	3	3	3	3
	実績	人	0	2	4	3	4

保育事業【3号認定(1・2歳児)】については、平成27年度10月より、1歳児の入所を受け入れており、平成28年度以降ほぼ見込み通りの利用となっています。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

#### ■時間外保育事業(延長保育)

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
量の見込み	人	1	1	1	1	1
確保の内容		0	0	0	1	1
実績	人	4	4	4	6	7

時間外保育事業(延長保育)は、保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育 を実施する事業です。想定を上回る利用があり、平成29年度以降増加傾向となっています。

#### ■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令 和元) 年度
	低学年		3	2	2	1	1
量の見込み	高学年		3	3	3	3	2
	計		6	5	5	4	3
確保の内容			0	0	5	4	3
実績		人	0	0	6	8	8

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えることで健全な育成を図る事業です。平成29年度から平成30年度にかけて増加しており、想定を上回る利用があります。

#### ■子育て短期支援事業(ショートステイ)

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令 和元) 年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0
実績	人日	0	0	0	0	0

子育て短期支援事業(ショートステイ)は、様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託して児童を保護し、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。本村では事業を実施していないため、実績がありません。

#### ■地域子育て支援拠点事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
量の見込み	人回	240	240	216	192	192
確保の内容		240	240	216	192	192
実績	人回	191	245	193	209	230

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児、及びその保護者が交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言などの他、援助を行う事業です。平成29年度以降増加しており、平成30年度以降は、想定を上回る利用があります。

#### ■一時預かり事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
在園児 1号認定対象		0	0	0	0	0	
量の 見込み	込み 2号認定対象	人日	0	0	0	0	0
		Хц	48	48	42	42	42
確保の内容			0	0	0	42	42
実績		人日	0	0	0	0	0

一時預かり事業は、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に 困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを 行う事業です。本村では、実績がありません。

#### ■病児保育事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
量の見込み	人日	6	6	5	5	5
確保の内容		0	0	0	5	5
実績	人日	0	0	0	0	0

病児保育事業は、保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期 にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。本村では、実績 がありません。

#### ■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0
実績	人日	0	0	0	0	0

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。事業を実施していないため、実績がありません。

#### ■利用者支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令 和元) 年度
量の見込み	か所	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0
実績	か所	0	0	0	0	0

利用者支援事業は、子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整を行う事業です。事業を実施していないため、実績がありません。

#### ■妊婦健康診査事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
量の見込み	· ,	3	3	3	2	2
確保の内容		3	3	3	2	2
実績	人	3	3	1	7	3

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の維持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。年度によってばらつきがありますが、毎年度一定の利用があります。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令 和元)年度
量の見込み	Д	3	3	3	2	2
確保の内容		3	3	3	2	2
実績	人	2	5	1	5	1

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児家庭をすべて訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。年度によってばらつきがありますが、毎年度一定の利用があります。

#### ■養育支援訪問事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令 和元) 年度
量の見込み	Д	10	10	9	8	8
確保の内容		10	10	9	8	8
実績	人	0	0	0	0	0

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した中でも、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して助産師や保健師が訪問し、相談や助言、支援を行う事業です。計画期間内の実施は、ありませんでした。

# 第3章 計画の理念と施策の体系

## 1. 基本理念

本村では、「下北山村 子ども・子育て支援事業計画」において、『元気・本気でキラキラ輝く子どもづくり』を基本理念と定め、次世代の育成支援に取り組んで参りました。本計画においても、子どもを本村の「未来の夢」「次世代の希望」として、地域をあげて子育てを応援し、夢や希望を持ったキラキラ輝く子どもづくりを推進すべく、基本理念を継承し、以下と定めます。

元気・本気でキラキラ輝く子どもづくり



## 2. 基本目標

『元気・本気でキラキラ輝く子どもづくり』の基本理念の下、本計画を推進するにあたり、以下の3つを基本目標とします。

子どもを安心して 生み育てることが できる村

誰もが過度の不安や負担感を負うことなく、安心して子どもを生み育てることができる村づくりを目指します。

心身ともに健やかな 子どもの成長を 支える村 すべての子どもが 尊重され、安全で 住み良い村

健康で、郷土を愛し、広く社会に貢献できる健やかな体と心を持つ子どもの成長を支える村づくりを目指します。

個々の特性や環境に左右されることなく、すべての子どもの権利と安全が確保される住み良い村づくりを進めます。

## 3. 施策の体系

## 元気・本気でキラキラ輝く子どもづくり

子どもを安心して 生み育てることが できる村

心身ともに健やかな 子どもの成長を 支える村

すべての子どもが 尊重され、安全で 住み良い村

- 1. 地域ぐるみで子育て支援
  - (1) 保育サービスの充実
  - (2) 親子交流と地域で支え合う子育ての推進
  - (3) 子育て支援を行う団体等との連携の推進
  - (4) 相談対応・情報提供体制の確立
  - (5)経済的支援の推進
- 2. 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり
  - (1) 就労環境改善への働きかけ
  - (2) 就労支援の推進
  - (3) 男女共同参画の推進
- 3. 母親と子どもの健康の確保と増進
  - (1) 母子保健の充実
  - (2) 食育の推進
  - (3) 思春期保健対策の推進
  - (4) 小児医療の充実
- 4. 健やかな子どもを育む教育環境づくり
  - (1) 学校教育・幼児教育の充実
  - (2) 家庭や地域の教育力の向上と交流機会の充実
  - (3) 次代の親の育成
- 5. 安全で過ごしやすい生活環境づくり
  - (1) 交通安全対策の充実
  - (2) 防犯・防災対策の充実
  - (3) 子どもの居場所や遊び場の充実
  - (4) 子育て家庭に配慮した住宅の供給
- 6. すべての子どもと家庭への支援の推進
  - (1) 虐待等による保護の必要な子どもへの対応
  - (2)ひとり親家庭への支援
  - (3) 障がいのある子どもや家庭への支援
  - (4) 外国につながりを持つ子どもや家庭への支援

## 第4章 施策の展開

## 1. 地域ぐるみで子育て支援

保育所等における保育サービスの充実や、地域における相互扶助体制の確立を 進めるとともに、子育て支援に関する活動を行う団体等との連携や、親子同士が 交流できる場や機会の充実を図り、子育て家庭を中心として、地域全体で子育て を支える環境づくりを推進します。

また、地域子育て支援拠点施設として保育所や保健センターの機能充実を図り、 相談への対応窓口や情報の提供体制を整備することで、子育て家庭の不安を解消 に努めます。また、生活の基盤となる経済的支援の周知と利用の促進を図ります。

## (1) 保育サービスの充実

取り組み	内容と方向性
保育サービスの充実	通常の保育時間の前30分、保育後1時間30分を限度として、保育時間を延長して保育を実施しています。
	仕事などの保育困難の場合、1歳からの入所受け入れを推進します。
	入所前乳幼児との交流会を実施します。
	保育士の研修等により、保育内容の充実に努めます。
保育所の環境整 備	耐震化や防犯対策の強化を進め、安全の確保を図ります。
	地域の子育て支援拠点施設として環境整備を図ります。
障害児保育の 充実	早期療育体制の充実を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、受け入れ態勢の充実に努めます。
その他、保育サ ービスの実施の 検討	地域住民による相互扶助での対応を含め、柔軟な保育サービスの提供を検討します。

## (2) 親子交流と地域で支え合う子育ての推進

取り組み	内容と方向性
地域相互扶助 体制の構築	子育てに関する関係機関、団体、協力的な個人等のネットワークの輪を広げることで、活動内容等の充実を図るとともに、子育てをする人が村の子どもたちの情報を共有し、気軽に相互扶助や相談できるような連携体制を構築します。
ー時的な預かり システムの実施 ・検討	村主催の各種講座等の開催場所において、子どもの一時預かり場所を開設します。
	安心して子育てができるよう、子育ての手助けをして欲しい人と子育 ての手助けができる人が会員となり、地域の中でお互いに助けあって いくファミリー・サポート・センター事業の導入等、一時的な預かり システムの構築について検討します。
子育てサークル の充実	下北山村保健センターで実施している「にこにこ子育て広場」「育児サークル」の内容の充実を図り、さらに子どもの遊び場の提供と合わせ、保護者同士の情報交換の機会の拡充に努めます。また、保育所園児との交流を積極的に図ります。
地域子育て支援 拠点の充実	地域子育て支援拠点施設として、保育所や保健センターの備品等の充 実を含めた環境の整備を図ります。また、相談窓口や親子同士の交流 の場としての機能の充実に努めます。
高齢者の子育て 参加の推進	元気な高齢者が子育てに参加し、地域全体での子育てを促進するために、高齢者の子育て方法について学ぶ機会の創出や、子どもと高齢者のふれあいの場づくりを推進します。

## (3) 子育て支援を行う団体等との連携の推進

取り組み	内容と方向性
ひまわり会との 連携	ひまわり会との連携を強化し、保育所の園児の健やかな育みについて 各種事業の推進に努めます。
PTAとの連携	PTAとの連携を強化し、小・中学校の児童・生徒の健やかな育みについて各種事業の推進に努めます。
民生児童委員 との連携	民生児童委員との連携強化により、育児サークル等の活動の充実を図るとともに、児童虐待やいじめに関する情報の共有を強化し、それらの早期発見・早期解決に努めます。

## (4) 相談対応・情報提供体制の確立

取り組み	内容と方向性
相談窓口の充実	地域子育て支援拠点施設を中心として、所内での相談はもちろんのこと、電話や訪問による子育ての悩みの相談や情報提供の充実に努め、 保護者が気軽に子育てに関する相談ができる環境づくりに取り組みます。
情報提供の推進	「広報下北山」やホームページにて、サービスや子育てについての情報提供を推進します。

## (5) 経済的支援の推進

取り組み	内容と方向性
児童手当の支給	家庭教育の安定と次代を担う児童の健全育成等を図るため、出生から 中学校修了までの児童を養育している保護者に児童手当を支給しま す。

取り組み	内容と方向性
児童扶養手当・ 特別児童扶養 手当の支給	母子家庭等の生活援助や自立促進、児童の福祉の増進を目的として、 児童扶養手当を支給します。また、20歳未満で、身体・知的・精神 に中程度以上の障がいがある児童を監護している人に、特別児童扶養 手当を支給します。
ひとり親家庭等 医療費助成事業	村内のひとり親家庭の親と 18 歳未満の児童に対し、乳幼児医療費の助成を実施し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
母子・寡婦福祉 資金の貸付け	母子の経済的な自立や、児童の就学のため、資金の貸付けや償還に対して相談に応じます。
チャイルドシート購入補助事業	交通安全対策及び少子化対策を目的にチャイルドシートの購入費の 2分の1以内(限度額 10,000 円)を、6歳未満の子どもに対し1 回まで補助金として交付します。
赤ちゃん誕生祝金交付事業	赤ちゃん誕生を祝福し、健やかな成長と福祉の増進を図ることを目的 に、祝い金を交付します。また、適切な交付に努めます。
不妊治療費の 助成	一般不妊治療及び特定不妊治療を受けている方を対象に、治療費用の 一部を助成します。
妊娠判定受診料 補助事業	1人1年2回まで、妊娠判定受診料を助成します。
未熟児療育医療 給付事業	未熟児・低体重児の家庭訪問及び育成医療の給付を実施します。
下北山村奨学金 貸付け	経済的理由等により修学困難とされる児童・生徒に対し、修学を促すことを目的として奨学金の貸付けを実施します。また、高校入学から本村からの通学が困難になるため、希望者に奨学金の貸付けや補助金の支給を行います。
任意予防接種 費用の助成	診療所で実施する任意予防接種費用(インフルエンザワクチン、ロタウイルスワクチン等)の一部助成を行います。また、他の予防接種についても検討します。
妊婦健康診査 支援事業	妊娠中に受診した 14 回までの妊婦健康診査の費用を助成します。 また、多胎児の妊婦健康診査への助成を充実します。
チャイルドシー ト、乳幼児向け 図書の貸出し	チャイルドシート、乳幼児向け図書を保健センターにおいて、無料で 短期間貸し出します。
国や県への制度 の充実の要請	国や県に対し、各種支援制度や資金の貸付け制度の充実を要請してい きます。

## 2. 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり

仕事と子育てが両立しやすい環境づくりに向け、事業所等への就労環境改善のための働きかけや啓発を行うとともに、個々の環境に応じた就労の場の確保に向け、関係機関等との連携による就労支援や情報提供に努めます。また、男女共同参画について、家庭、職場、地域への啓発を行い、家族が協力して子育てに取り組むことのできる環境づくりを進めます。

### (1) 就労環境改善への働きかけ

取り組み	内容と方向性
ワーク・ライフ・ バランスの実現 に向けた意識啓 発	県等が開催する労働管理セミナー、女性労働問題セミナー等につてい の情報提供を行うなど、事業所、住民へのワーク・ライフ・バランス に関する意識啓発に努めます。
育児・介護休業 法の普及啓発	育児・介護休業について、広報等を利用した周知を図るとともに、特に男性の取得向上に向けて普及啓発に努めます。

## (2) 就労支援の推進

取り組み	内容と方向性
多様な働き方への支援	コミュニティビジネスやテレワークの環境づくり等(高速通信網・サテライトオフィスの整備)により新たな産業を創出、企業誘致の推進により雇用の場の確保に努めます。
就業への支援	村役場内において、求人がある場合は紹介を行います。また、奈良県母子・スマイルセンターや、高田しごと i センター、ハローワーク下市等、関係機関との連携を図り、求人や資格取得についての情報提供や就職相談を必要に応じて行います。

## (3) 男女共同参画の推進

取り組み	内容と方向性
男女共同参画の 啓発の推進	広報紙にセミナーや相談会等の情報を掲載するなど、様々な機会や媒体を通じ、男女共同参画について、家庭や職場、地域への啓発を行います。

## 3. 母親と子どもの健康の確保と増進

乳幼児健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)、妊婦健康診査等を通じて、すべての母親と子どもの健康の管理と確保を図るとともに、子どもの健やかな成長のため、乳幼児期からの食育を推進します。

また、不安定になりがちな思春期の子どもの心身の保健対策の推進や、緊急時に安心して医療が受けられるよう、村内はもちろん、関係機関等との連携による 医療体制の確保と充実を図ります。

## (1) 母子保健の充実

取り組み	内容と方向性
母子健康手帳の 交付	妊娠、出産、育児に関する一貫した記録のため、妊娠の届出により、 母子健康手帳を交付するとともに、保健・育児情報の提供を随時行い ます。
こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問 事業)	出生から4か月未満の子どもの健康・発達・発育状態及び産後の母親の状態、育児の状況を、訪問して確認します。
新生児訪問指導	新生児の発育・発達、養育上の不安や悩みに対する保健指導等を実施 します。
乳児健康診査	乳児の発育・発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査を 実施します。
1歳6か月児 健康診査	1歳6か月児の身体的・精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための健康診査を実施します。
3歳児健康診査	3歳児の身体的・精神的発達、疾病等の早期発見、育児支援のための 健康診査を実施します。
臨床心理士に よる発達検査	乳幼児健康診査の際、希望者に発達検査及び個別相談を実施します。
就学前相談会	就学を前に、保護者の不安やストレス軽減を目的とした個別相談及び 対象児の発達検査を実施します。保育所及び教育委員会と課題共有を し、スムーズな就学へつなげます。

取り組み	内容と方向性
子育て相談会	育児不安やストレスの軽減及び児童虐待の早期発見・予防のための個別相談、対象児の発達異常の早期発見を目的とした発達検査を実施します。
育児サークル・ にこにこ子育て 広場	同年代の子どもが遊べる場の提供と、母親同士の仲間づくりの場のためのサークル活動を実施します。
臨床心理士に よる保育所訪問	保育所における日常生活を通し、子どもの健全な成長・発達を促すため、臨床心理士による保育所訪問を実施します。
保育所むし歯 予防教室	むし歯予防の話やブラッシング指導、噛む食事についての指導を実施します。
フッ化物歯面 塗布	歯ブラシ法によるフッ化物歯面塗布を実施します。
保育所フッ化物 洗口	週5回法によるフッ化物洗口法を実施します。
小学校フッ化物 洗口	週1回法によるフッ化物洗口法を実施します。
中学校フッ化物 洗口	週1回法によるフッ化物洗口法を実施します。
小学校むし歯 予防教室	むし歯予防の話、ブラッシング指導を実施します。
中学校むし歯 予防教室	むし歯予防の話、ブラッシング指導、たばこの害についての指導を実 施します。

## (2) 食育の推進

取り組み	内容と方向性
保育所料理教室	村で収穫した食材による調理実習、食育に関するレクリエーションを実施します。食生活改善推進員の協力により、保育所園児に対する食育を推進します。

## (3) 思春期保健対策の推進

取り組み	内容と方向性
性教育の推進	性に関すること、生命の尊さに関すること等について、学習環境を充実し、正しい知識の啓発を図ります。
エイズ・性感染 症予防の推進	エイズ・性感染症について、正しい知識を身に付けることができるよう、学習環境を充実し、正しい知識の啓発を図ります。
喫煙・飲酒・ 薬物乱用防止 教育の推進	未成年者の喫煙・飲酒・薬物による健康への影響について、正しい知 識の啓発を図ります。

## (4) 小児医療の充実

取り組み	内容と方向性
医療サービスの 充実	子育て家庭が必要な時に適切な治療が受けられるように、下北山診療所の運営を行います。また、応急処置法等について、奈良県ホームページ等を活用した情報提供を実施します。
救急搬送体制の	奈良県広域消防組合北山分署への継続的な支援を行い、救急対応方法
推進	の共有など連携を強化し、救急医療サービスの確保に努めます。
任意予防接種の	感染症の重症化を防ぐため、診療所における任意予防接種費用を助成
助成	します。

## 4. 健やかな子どもを育む教育環境づくり

幼児教育・学校教育をさらに充実させるとともに、家庭教育の充実や地域での教育機会の創出を図り、地域全体で子どもたちの豊かな人間形成を進めます。また、地域学習や体験学習を推進し、ふるさとに愛着と誇りを持つたくましい北山っ子を育てます。

中学生の子育て体験や、異世代交流など多様な交流機会のなかで、次代の親となる子どもの多面的な教育の推進を図ります。

## (1) 学校教育・幼児教育の充実

取り組み	内容と方向性
就学前保育・ 教育の充実	下北山保育所、下北山小学校の連携を強化し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応した保育・教育を進めるとともに、子どもがお互いに尊重し合える意識や態度を醸成できるように、保育・教育内容の充実に努めます。
学校教育の充実	基礎学力の向上を図るとともに、命の大切さや心の豊かさ、お互いを 尊重する意識や態度が育めるように、また、主体的に学び生きる力を 身に付けることができるように、小・中学校における教育内容の充実 に努めます。
	歴史民俗資料館や池の平ゴルフ場等の本村施設をはじめ、本村の歴史や生活文化、自然環境等を活用した教育活動により、ふるさとへの愛着と誇りを育てます。 ICT機器の教材教具の効果的な活用について検討します。
スクールバスの 運行	子育て環境の充実、親の負担軽減を図るため、スクールバスの支援を 継続し、小・中学校、保育所バスの運行を行います。
放課後学習の 充実	放課後こども教室、放課後児童クラブ等を実施し、学習や体験活動の 内容充実に努めます。

## (2) 家庭や地域の教育力の向上と交流機会の充実

取り組み	内容と方向性
家庭教育に関す る学習機会の 創出	親が子どもを育てることの社会的意義を認識するとともに、子育てに 関する知識等を学ぶことができるよう、講座の開催や、県内で実施さ れる講座やセミナーの周知を行うなど、子育てに関する学習機会の場 の創出に努めます。
ふるさと体験学習の充実	川遊び(鮎つかみ)、もちつき(栃もち)、山登り、昔話の拝聴等の体験を通じて、ふるさとを再発見するとともに、子どもが仲間や異世代の人々とふれあうことにより、社会性を育み、豊かな心と生きる力を身に付ける場づくりに努めます。
「きなり文化」 の継承	いこいの郷の慰問等、高齢者と児童・生徒との交流を促進することにより、世代間の相互理解を促すとともに、高齢者の知恵、技能、体験等から、郷土や自国の文化と伝統について次代を担う子どもたちに伝承していきます。
スポーツ活動の充実	学校の授業や地域におけるスポーツ活動を通じて、運動機能の向上を 図るとともに、地域住民との交流促進や、生涯を通して積極的にスポーツに親しむ習慣や意識等の醸成に努めます。
異年齢交流、近 隣市町村との交 流	お祭り交流会など各種行事を通じて、小・中学生と保育所園児の交流 や他学年との交流を促進します。 近隣市町村の小・中学校、保育所との交流、連携を強化し、多様な考 えに触れ、視野を広げるために近隣村との交流授業を実施します。
国際交流の推進	外国語教育の充実を進めるため、村単独でのALT(外国語指導助手)の採用に努めます。 中学生を対象としたホームステイ事業を推進し、異文化理解を通して 国際感覚にあふれた人材の育成にあたります。
インターネット との適切な関わ り方についての 啓発	携帯電話やインターネットの活用による有害情報の氾濫やネット犯罪の危険性を、子どもたちがしっかりと学び、理解を深めるように、地域、学校及び家庭における情報モラルの指導に取り組みます。

## (3) 次代の親の育成

取り組み	内容と方向性
子育て体験 の充実	中学生による保育所での体験学習の充実を図り、小さな子どもたちと のふれあいを通じて、母性や父性への理解や、命の大切さを体験する 機会の拡充に努めます

## 5. 安全で過ごしやすい生活環境づくり

子どもの安全を確保するため、地域や関連機関との連携による交通安全対策や防犯・防災対策を進めるとともに、子どもや保護者が安心して日々を過ごせるよう、子どもの居場所や遊び場の整備と充実を図ります。また、子育て家庭に配慮した住宅の供給や情報発信を図り、村民はもちろん、村外の人からも「下北山村で子どもを育てたい」と思ってもらえるような、安全で安心な子育で環境づくりを進めます。

### (1) 交通安全対策の充実

取り組み	内容と方向性
交通安全施設の 設置推進	通学路等、子どもの事故が多発する可能性のある場所を中心に、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の設置や補修を推進します。
交通安全意識の 向上	吉野警察署や関係団体等と協力し、保育園児のちびっこポリスや交通 安全教室の実施等、交通安全意識の高揚とマナーの啓発に努めます。

## (2) 防犯・防災対策の充実

取り組み	内容と方向性
子ども 110 番 の家の拡充	子ども 110 番の家について、協力者の拡充や、制度の周知・徹底、協力者と子どもの交流促進を通じて、犯罪発生時の子どもの緊急避難場所の確保を進めます。
保育所や学校 施設の安全対策 強化	保育所や学校施設の安全機能を高め、管理の徹底と不審者侵入に対してのマニュアル作成や防犯訓練を実施します。
犯罪を防止する 環境づくりの 推進	子どもたちへの防犯ブザーの配布や、夜間の安全性を高める防犯灯の 設置、公園等における死角の解消等により、犯罪を防止する環境づく りを推進します。

取り組み	内容と方向性
地域における 見守りの強化	スクールバスの運行の存続を行うとともに、警察や学校、地域との連携強化により、犯罪等に関する情報の共有化の推進や、地域における見守り活動の強化等を通じて、子どもたちの登下校時や放課後の安全確保に努めます。
防災対策の充実	保育所や小・中学校における定期的な避難訓練を実施し、災害時の児 童・生徒の安全の確保に努めます。

## (3) 子どもの居場所や遊び場の充実

取り組み	内容と方向性
保育所や小・中 学校施設の開放 の促進	保育所や小・中学校施設の開放の促進により、子どもたちが身近な地域において安心して遊べる場づくりや、放課後・週末の子どもの居場所づくりを進めます。
安全な公園の 整備	老朽化した遊具の点検や補修を行い、安全性を確保します。また、地の利を生かした木材遊具の整備を検討し、子どもだけでなく、親子がともに楽しく利用できる環境づくりに努めます。

## (4) 子育て家庭に配慮した住宅の供給

取り組み	内容と方向性
良好な住宅と良 好な居住環境の 確保やPR	本村の豊かな歴史・文化と恵まれた自然環境を背景として、空き地や空き家情報のデータベース化促進により、良好な居住環境の確保やPRを進めます。また、住民のニーズに応えた保育サービスの展開等により、「下北山村で子育てをしたい」という意識を抱くことができるむらづくりを進めます。

## 6. すべての子どもと家庭への支援の推進

母子保健事業や地域との連携を通じ、子育て家庭の見守りを強化し、虐待等の早期発見と早期対応に努めます。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭、外国につながりを持つ子どもとその家庭等、特に支援を必要とする子どもや家庭への相談対応や助成制度等の利用促進による支援を推進するとともに、障がいのある子どもの保育・教育環境の整備を進めるなど、すべての子どもと家庭への適切な支援の推進を図ります。

### (1) 虐待等による保護の必要な子どもへの対応

取り組み	内容と方向性
要保護児童対策 地域協議会の 充実	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の密なる連携の下、要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。また、研修を行い、児童 虐待に関する知識の向上を図ります。
児童虐待の未然 防止	子育ての孤立化などが原因となる児童虐待を未然に防ぐために、子育て交流を促進するとともに、夜間・休日の相談体制の確保を行います。 広報紙等を通じた虐待防止対策に関する情報提供を行い、児童虐待の 防止を推進します。
児童虐待の早期 発見・対応	保育所や学校、民生児童委員、関係機関等との連携を強化し、地域住民による見守りの促進によって、児童虐待の早期発見に努めます。 要保護児童対策地域協議会との連携の下、養育支援訪問事業等を実施し、相談支援の強化に努めます。

## (2) ひとり親家庭への支援

取り組み	内容と方向性
相談・自立支援 の促進	ひとり親家庭に対して、関係機関・関係団体との連携を図りながら、 生活一般及び自立生活に必要な相談・指導の充実に努めます。また、 就労支援についてもハローワーク等の情報提供を行います。

## (3) 障がいのある子どもや家庭への支援

取り組み	内容と方向性
障害児保育の 充実	障がいのある子どもの保育については、障がいの状況や児童・生徒の特性を十分配慮した上で実施します。関係機関との連携を強化し、障がいのない子どもとともに保育ができる体制の充実に努めます。
相談体制の充実	障がいのある子どもやその保護者にとって身近な相談機関として、保 育所や保健センターが窓口となり、専門機関に相談ができる体制を強 化し、相談しやすい環境づくりに努めます。
障害児サークル の支援	手話サークル等への支援、サークルを行うための環境の整備、新規子育てサークル設立の支援等について、住民のニーズを把握しながら対応します。
障害福祉サービ スの推進	「障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの提供や相談支援の適切な推進に努めます。

## (4) 外国につながりを持つ子どもや家庭への支援

取り組み	内容と方向性
	外国につながりを持つ子どもや、多様な文化的背景を持つ子どもとそ の家族が、不自由なく生活ができるよう配慮し、必要な支援を行いま す。

## 第5章 事業の量の見込みと確保の方策

## 1. 区域の設定

本計画において、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期を定めるにあたり、本村の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、各事業の提供については、村全体を単一区域として設定します。

## 2. 量の見込みと確保の方策

### (1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

#### ①子ども・子育て支援新制度における認定区分

認定区分	認定の内容	利用対象施設
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども 以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所認定こども園
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育等)

資料:内閣府

## ②教育事業の量の見込みと確保の方策

	自		令和2年度			令:	和3年度		令和4年度			
			1号 2号		<del>=</del> ⊥	1号	2号	計	1号	2号	計	
		位	3~5歳	3~5歳 計		3~5歳	3~5歳	ā	3~5歳	3~5歳	āľ	
量	の見込み		2	0	2	2	0	2	1	0	1	
確保	幼稚園				0			0			0	
の	認定こども園	人						O			U	
内容	その他			,	2			2			1	
	不足量				0			0			0	

			令和	和5年度		令和6年度			
			1号	2号	計	1号 2号		計	
			3~5歳	3~5歳	ā	3~5歳	3~5歳	āſ	
量	の見込み		2	0	2	2	0	2	
確保	幼稚園				•			0	
の	認定こども園	人			2			2	
内容	その他			,	0		/	0	
	不足量				0			0	

## 確保の方策・方向性

教育事業については、現在、本村には幼稚園や認定こども園の設置が ないため、近隣市町村の施設を含む特定教育施設(幼稚園または認定こ ども園)において確保できるよう、調整を図ります。

## ③保育事業の量の見込みと確保の方策

		単	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			2号	2号 3号		2号	3号		2号	3号	
			3~5歳	O歳	1~2歳	3~5歳	O歳	1~2歳	3~5歳	O歳	1~2歳
量	の見込み		7	0	4	7	0	4	7	0	4
確保	特定保育 事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
の内容	の地域型	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
172	その他		7	0	4	7	0	4	7	0	4
	不足量		0	0	0	0	0	0	0	0	0

		単	令	和5年	度	令和6年度			
			2号	2号 3号			3号		
		位	3~5歳	O歳	1~2歳	3~5歳	O歳	1~2歳	
量の見込み			5	0	3	5	0	3	
確保	特定保育 事業		0	0	0	0	0	0	
Ø	地域型 保育事業	人	0	0	0	0	0	0	
内容	その他		5	0	3	5	0	3	
不足量			0	0	0	0	0	0	

## 確保の方策・方向性

保育事業については、下北山保育所において確保するとともに、ニーズを精査した上で、必要量を確保します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

## ①子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業一覧

事業の種類・名称	事業の内容
1)時間外保育事業 (延長保育)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利 用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き 保育を実施する事業
2)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ/学童保育)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
3)子育て短期支援事業 (ショートステイ)	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業
4)地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の 親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の 子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業
5)一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった 乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的 に預かり、必要な保護を行う事業
6)病児保育事業	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用 スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う 事業
7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート ・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や 主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けること を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相 互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
8)利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域 の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとと もに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助 言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業
9)妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
10)乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う 事業

事業の種類・名称	事業の内容
11)a. 養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業
11)b. 子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業
12)実費徴収に係る補足給付を 行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
13)多様な主体の参入を促進する 事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私 学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業 の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こど も園で受け入れるための職員の加配を促進するための 事業

※事業の内容は、平成27年1月付け内閣府資料より転記

## ②各事業の実績と量の見込み一覧

			平成 31		<u> </u>	量の見込み	<b>k</b>	
		単位	(令和元) 年度実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1)時間外保育事業 (延	長保育)	人	7	7	7	7	7	7
2)放課後児童	低学年			4	4	3	3	2
健全育成事業 (放課後児童クラブ	高学年	人	8	4	4	3	2	2
/学童保育)	計			8	8	6	5	4
3)子育て短期支援事業(	人日	未実施	0	0	0	0	0	
4)地域子育て支援拠点	事業	人回	230	240	240	240	240	240
	在園児		未実施	0	0	0	0	0
5)一時預かり事業	在園児 2号認定対象	人日		0	0	0	0	0
	在園児対象以外			0	0	0	0	0
6)病児保育事業		人日	未実施	5	5	5	5	5
7)子育て援助活動支援 (ファミリー・サポート・		人日	未実施	0	0	0	0	0
8)利用者支援事業		か所	未実施	0	0	0	0	0
9)妊婦健康診査事業		人	3	5	5	5	3	3
10)乳児家庭全戸訪問事	業	人	1	5	5	5	3	3
11)a. 養育支援訪問事業		人	未実施	1	1	1	1	1
	量 <i>0.</i>	見込みの	の設定を伴れ	ない事業				
11)b. 子どもを守る 地域ネットワーク機能				-				
12)実費徴収に係る補足	_			_				
13)多様な主体の参入を	促進する事業					_		

### ③事業ごとの量の見込みと確保の方策

#### 1)時間外保育事業 (延長保育)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	Д	7	7	7	7	7
確保の内容		0	0	0	1	7
不足量	人	7	7	7	6	0

#### 確保の方策・方向性

ニーズを精査した上で、必要量の確保を目指します。

#### 2) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ/学童保育)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	低学年		4	4	3	3	2
量の 見込み	高学年		4	4	3	2	2
	計	Α	8	8	6	5	4
確保の内容			8	8	6	5	4
不	足量	人	0	0	0	0	0

### 確保の方策・方向性

ニーズを精査した上で、国が進める新・放課後子ども総合プランとしての実施も視野に入れながら、必要量の確保を目指します。

#### 3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保の内容	人目	0	0	0	0	0
不足量	人日	0	0	0	0	0

## 確保の方策・方向性

子育て短期支援事業については、今後のニーズの動向を踏まえ、実施について検討します。

### 4) 地域子育て支援拠点事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		240	240	240	240	240
確保の内容	人回	240	240	240	240	240
不足量	人回	0	0	0	0	0

### 確保の方策・方向性

地域子育て支援拠点事業については、現在、「育児サークル」として 月2回実施しており、今後も継続することで必要量を確保します。

#### 5) 一時預かり事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	在園児 1号認定対象		0	0	0	0	0
量の 見込み	在園児 2号認定対象	人日	0	0	0	0	0
	在園児対象以外	7.0	0	0	0	0	0
確保の内容			0	0	0	0	0
不足量		人日	0	0	0	0	0

### 確保の方策・方向性

ー時預かり事業については、今後のニーズの動向を踏まえ、実施について検討します。

#### 6)病児保育事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5	5	5	5	5
確保の内容	人日	0	0	0	5	5
不足量	人日	5	5	5	0	0

### 確保の方策・方向性

病児保育事業については、現在未実施ですが、ニーズを精査した上で、 広域委託等の検討を進め、必要量の確保を目指します。

#### 7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保の内容	人日	0	0	0	0	0
不足量	人日	0	0	0	0	0

#### 確保の方策・方向性

子育て援助活動支援事業については、今後のニーズの動向を踏まえ、 必要に応じて実施について検討します。

#### 8) 利用者支援事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	±, =r	0	0	0	0	0
確保の内容	か所	0	0	0	0	0
不足量	か所	0	0	0	0	0

#### 確保の方策・方向性

利用者支援事業については、本村の人口や児童数等を勘案し、同様の事業内容を保健福祉課において対応することとします。

#### 9) 妊婦健康診査事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5	5	5	3	3
確保の内容		5	5	5	3	3
不足量	人	0	0	0	0	0

#### 確保の方策・方向性

妊婦健康診査事業については、現在の実施体制を継続し、必要量を確保します。

### 10) 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5	5	5	3	3
確保の内容		5	5	5	3	3
不足量	人	0	0	0	0	0

## 確保の方策・方向性

乳児家庭全戸訪問事業については、現在の実施体制を継続し、必要量を確保します。

### 11) a. 養育支援訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保の内容		1	1	1	1	1
不足量	人	0	0	0	0	0

### 確保の方策・方向性

養育支援訪問事業については、現在の実施体制を継続し、必要量を確保します。

#### ④量の見込みの設定を伴わない事業の方向性

#### 11) b. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 確保の方策・方向性

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、適時、関係機関(警察、児童相談所、保健所等)と連携して、該当ケースに対する支援を実施します。

#### 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 確保の方策・方向性

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

#### 13) 多様な主体の参入を促進する事業

#### 確保の方策・方向性

多様な主体の参入を促進する事業については、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

## 第6章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制

本計画は、本村で生まれ育つ子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりを目指したものであり、その分野は保健や福祉、教育のみならず、多岐に渡っています。また、本村の将来を担う子どもたちの成長を支えることは、地域や社会全体の使命であり、行政はもとより、地域や企業(事業所)、家庭がそれぞれの役割を担い、連携・協力しながら推進することが必要です。

## 2. 推進のための役割

### (1) 家庭•保護者

家庭は、子どもの健やかな成長にとって一番大切な場所です。子ども・子育て 支援法では、子育て支援について、父母その他の保護者が子育てについての第一 義的責任を有するという基本的認識の下での相互協力により推進するとしてお り、保護者には、愛情と責任を持って子どもを育むことが求められます。

### (2) 地域•社会

家庭の身近で子どもや子育てを見守り支える地域の役割は重要です。子育て家庭のニーズに応じて子どもを預かるといった直接的な支援だけでなく、子どもを社会の宝として、地域や社会全体で見守り育む気運の醸成が求められます。

## (3) 企業(事業所)

家庭における良好な子育で環境づくりには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) や男女共同参画の推進が大きく関わっています。企業や事業所には、育児休業制度や勤務時間の短縮等の促進と定着、男女共同参画の啓発等を図り、労働者の子育でを支援することが求められます。

## (4) 行政

行政は本計画推進の中心的役割を担い、庁内各課や関係機関等との連携・調整はもちろん、家庭・保護者、地域・社会、企業(事業所)との相互協力により、計画の進捗を常に確認しながら、本村の子育て支援の総合的な推進に取り組むことが求められます。

## 資料編

## 1. 計画の策定経過

## (1) アンケート調査の実施

●実施時期: 令和元年9月~10月

●実施内容: 子ども・子育て支援新制度に向けてのニーズ調査 ●調査対象: 村内在住の就学前児童または小学生を持つ世帯

## (2) 下北山村子ども・子育て協議会の開催

●第1回: 令和2年1月9日(木)

・主な議題 「第2期子ども・子育て支援事業計画案について」

●第2回: 令和2年2月21日(金)

・主な議題 「第2期子ども・子育て支援事業計画案について」

## 2. 下北山村子ども・子育て協議会条例

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、下北山村子ども・子育て協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 協議会の委員は、12名以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。
- (1) 保護者を代表する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公益を代表する者
- (5) 村の関係機関の職員
- (6) その他村長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年6月20日から施行する。

## 3. 下北山村子ども・子育て協議会委員名簿

	所属団体・役職	氏 名	備考
保護者代表委員	ひまわり会	本田美紀子	平成30年度
体设有10公女具	会長	下西 祐子	令和元年度
子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	下北山保育所 主任保育士	中西 淑	
学識経験者	教育委員会 教育委員	福岡・善哉	会長
	民生児童委員協議会 会長	西脇 忠次	副会長
公益を代表する者	民生児童委員協議会 主任児童委員	山本 節代	
	民生児童委員協議会 主任児童委員	和田 章子	
村関係機関職員	保健福祉課課長	谷口 英雄	
TY  天	保健福祉課 保健師	掛川 敬子	

※順不同、敬称略

### 4. 用語集

#### 合計特殊出生率

その年次の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数とされています。わが国の合計特殊出生率は第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、平成17年には過去最低の1.26まで落ち込みました。

#### 子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育、地域の 子ども子育て支援を総合的に推進す ることを目的に、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認 定こども園法の一部改正」「子ども・ 子育て支援法及び認定こども園法の 一部改正法の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律」の3法を指し、 認定こども園、幼稚園、保育所を通 じた共通の給付(「施設型給付」) 及び小規模保育等の地域型保育事業 への給付(「地域型保育給付」) のお付(「地域型保育給付」) が、認定こども園制度の改善、地 域の実情に応じた子ども・子育て支援等について定めています。

#### 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法をはじめと

する子ども子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度で、平成27年4月から実施されています。

#### 子ども・子育てビジョン

子どもと子育てを応援する社会の 実現を目指し、「社会全体で子育て を支える」こと、「『希望』がかな えられる」ことを基本的な考え方と して、「子どもの育ちを支え、若者 が安心して成長できる社会へ」「好 娠、出産、子育ての希望が実現でき る社会へ」「多様なネットワークで 子育て力のある地域社会へ」「男性 も女性も仕事と生活が調和する社会 へ(ワーク・ライフ・バランスの実 現)」という政策の4本柱と12の主 要施策、数値目標等を定め、平成22 年1月に閣議決定されました。

#### 次世代育成支援対策推進法

わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措

置を講ずるため、平成17年度に施行されました。平成26年度までの10年間の時限立法でしたが、平成26年4月に改正され、令和6年度まで延長されるとともに、育児休業の認定基準の見直しや新たな認定制度の創設等が定められました。

#### 男女共同参画社会

男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を指し、平成11年に成立した男女共同参画社会基本法第2条では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義しています。

#### **地域型保育事業**

子ども・子育て支援新制度では、 施設型給付の対象となる認定こども 園、幼稚園、保育所のほか、保育に ついて多様な施設や事業の中から利 用者が選択できるよう「家庭的保育 事業」「小規模保育事業」「事業所 内保育事業」「居宅訪問型保育事業」 の4つを地域型保育事業(市町村に よる認可事業)として児童福祉法に 位置付け、地域型保育給付の対象と しました。

#### ●家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細かな保育を実施(定員:5人以下)

#### ●小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に 近い雰囲気の下、きめ細かな保育を 実施(定員:6人~19人)

#### ●事業所内保育事業

企業が主として従業員への仕事と 子育ての両立支援策として実施

#### ●居宅訪問型保育事業

住み慣れた居宅において1対1を 基本とするきめ細かな保育を実施

#### 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法では、教育・ 保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする以下の13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、市町村が地域の実情に応じて実施するよう定められています。また、このうちの11事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと確保の方策を示すこととなっています。(本計画、第5章)

#### ●利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な 場所で、教育・保育施設や地域の子 育て支援事業等の情報提供及び必要 に応じ相談・助言等を行うとともに、 関係機関との連絡調整等を実施する 事業

### ●地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交 流を行う場所を開設し、子育てにつ いての相談、情報の提供、助言その 他の援助を行う事業

#### ●妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

#### ●乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

### ●養育支援訪問事業と子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業

#### • 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、 当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

## ・子どもを守る地域ネットワーク機能 強化事業(その他要保護児童等の支 援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを 守る地域ネットワーク)の機能強化 を図るため、調整機関職員やネット ワーク構成員(関係機関)の専門性 強化と、ネットワーク機関間の連携 強化を図る取り組みを実施する事業

#### ●子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭 において養育を受けることが一時的 に困難となった児童について、児童 養護施設等に入所させ、必要な保護 を行う事業(短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)及び夜間養 護等事業(トワイライトステイ事業))

# ●子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する 子育て中の保護者を会員として、児 童の預かり等の援助を受けることを 希望する者と当該援助を行うことを 希望する者との相互援助活動に関す る連絡、調整を行う事業

#### ●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが 一時的に困難となった乳幼児につい て、主として昼間において、認定こ ども園、幼稚園、保育所、地域子育 て支援拠点その他の場所において、 一時的に預かり、必要な保護を行う 事業

#### ●時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、 通常の利用日及び利用時間以外の日 及び時間において、認定こども園、 保育所等において保育を実施する事 業

#### ●病児保育事業

病児について、病院・保育所等に 付設された専用スペース等において、 看護師等が一時的に保育等する事業

# ●放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ/学童保育)

保護者が労働等により昼間家庭に

いない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

●実費徴収に係る補足給付を行う事業 保護者の世帯所得の状況等を勘案 して、特定教育・保育施設等に対し て保護者が支払うべき日用品、文房 具その他の教育・保育に必要な物品 の購入に要する費用または行事への 参加に要する費用等を助成する事業

### ●多様な主体が本制度に参入する ことを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究 その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

#### 認定区分

子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもについて以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて、施設型給付や地域型保育給付の対象となる利用先が決まります。

#### ● 1 号認定こども

満3歳以上の小学校就学前の子ど もであって、2号認定子ども以外の もの

#### ●2号認定こども

満3歳以上の小学校就学前の子ど

もであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

#### ●3号認定こども

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

#### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を意味します。 平成19年に策定された「仕事と生活 の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」においては、「国民一人ひと りがやりがいや充実感を感じながら 働き、仕事上の責任を果たすととも に、家庭や地域生活などにおいても、 子育て期、中高年期といった人生の 各段階に応じて多様な生き方が選 択・実現できる社会」をワーク・ラ イフ・バランスが実現した社会の姿 と定義しており、「就労による経済 的自立が可能な社会」「健康で豊か な生活のための時間が確保できる社 会」「多様な働き方・生き方が選択 できる社会」の3つをその具体的な 姿としています。

第2期 下北山村

子ども・子育て支援事業計画

\_\_\_\_\_

令和2年3月

下北山村 保健福祉課

〒639-3802 奈良県吉野郡下北山村浦向375番地

TEL: 07468-6-0015 FAX: 07468-6-0017

\_\_\_\_\_